

		見積日 平成 年 月 日	契約日 平成 年 月 日
	件名		
	ほか 点	住所	
	納期 平成 年 月 日	商号	
	納入場所	代表者	

本書のとおり見積り、決定のときは記載の金額及び条件どおりお請けします。(内訳)	見積合計額 (税抜き) ¥	契約金額 (税込み) ¥
---	------------------	-----------------

品 名	規 格 ・ 品 質	単 位	数 量	単 価	金 額	消費税及び地方消費税の額	契約金額
				円 銭	円 銭	円 銭	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

備考

- 1 支払条件
- 2 支払遅延利息
- 3 納入期限の延長等
- 4 契約の解除
- 5 契約解除に対する違約金
- 6 賠償金
- 7 その他
- 検査合格後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)に定めるところによる。
- 納入期限までに完了できないときは、その理由を明らかにして、期間内に期間延長について願出をすること。この場合において、その理由が適当と認められないときは、遅延違約金(契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。))を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。))を支払うこと。
- ①納入期限までに履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められた場合、②この契約に関し、談合その他不正行為があったとき、③暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当するときは、この契約を解除されても異議がないこと。
- 4に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を支払うこと。破産管財人等が解除した場合も同様とみなす。
- 4の②については、契約を解除されるか否かを問わず、上記5の他に、契約金額の10分の1に相当する賠償金を支払うこと。
- 完了後も同様とする。
- 暴力団等から不当介入等を受けたときは、市に報告するとともに、警察に届け出る等、暴力団等排除措置要綱を順守すること。